平成２２年（フ）第３２１号
長野市稲里１丁目16番地１
債務者　田中　裕一
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
長野市合戦場２丁目79番地　ニューセジュール小林105、前住所長野市松代町西条3780番地
債務者　吉村　正信
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
長野市合戦場２丁目79番地　ニューセジュール小林105、前住所長野市松代町西条3780番地
債務者　吉村みゆき
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
長野県上田市下之条622番地１
債務者　宇井　京子
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１９７号
長野県上田市越戸633番地、前住所長野県上田市越戸631番地
債務者　宮下　房江
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７０号
岐阜県高山市一之宮町3026番地４
債務者　畑中　正典
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
三重県名張市瀬古口628番地６　第三泉カイトマンション３Ａ
債務者　土田秀治郎
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２２号
三重県伊賀市陽光台2029番地の７
債務者　堀切アレキサンドロこと　ＨＯＲＩＫＩＲＩＡＬＥＸＳＡＮＤＲＯ
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２２４号
三重県桑名市伊賀町96番地
債務者　水谷　絹惠
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
三重県三重郡川越町大字高松598番地１
債務者　森　　芳弘
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
三重県四日市市富田一色町９番11号
債務者　中川　広道
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
三重県桑名市大字北別所1578番地
債務者　福留美智代
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
三重県四日市市笹川９丁目15番地３
債務者　久冨　　弘
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
三重県桑名市大字能部648番地４　ＰｅＰｏ　ＨｏｕｓｅＡ―101
債務者　小川　恵子
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
三重県桑名市多度町多度1629番地３
債務者　寺本　健二
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９３４号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目４番17号ニットー東難波304、前住所兵庫県尼崎市長洲西通２丁目１番９号ハイツインセセラギ302号
債務者　杉本　信博
１　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係